

第10章 給付費の推計

1 保険給付費

これまでのサービス量の見込みを基に、平成30年度から平成32年度までの給付額を推計した結果は以下のとおりです。

図表156 介護給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	13,609	14,505	15,214
訪問介護	2,913	3,099	3,270
訪問入浴介護	353	378	401
訪問看護	790	840	886
訪問リハビリテーション	119	127	133
居宅療養管理指導	545	575	615
通所介護	3,197	3,375	3,548
通所リハビリテーション	762	806	847
短期入所生活介護	1,057	1,126	1,183
短期入所療養介護	98	104	110
特定施設入居者生活介護	2,805	3,046	3,142
福祉用具貸与	970	1,030	1,080
地域密着型サービス	4,609	5,092	5,575
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36	38	100
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	1,392	1,470	1,545
認知症対応型通所介護	541	574	604
小規模多機能型居宅介護	374	396	481
認知症対応型共同生活介護	2,152	2,451	2,528
看護小規模多機能型居宅介護	114	163	316
福祉用具購入	38	40	43
住宅改修	102	108	113
居宅介護支援	1,829	1,934	2,033
施設サービス	10,981	11,235	11,557
介護老人福祉施設	6,917	7,077	7,279
介護老人保健施設	3,888	3,978	4,092
介護療養型医療施設	176	181	186
介護医療院			
合 計	31,169	32,914	34,535

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

図表157 予防給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	254	270	282
介護予防訪問入浴介護	1	1	1
介護予防訪問看護	4	4	5
介護予防訪問リハビリテーション	4	4	4
介護予防居宅療養管理指導	26	27	29
介護予防通所リハビリテーション	59	62	65
介護予防短期入所生活介護	3	3	3
介護予防短期入所療養介護	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	126	136	141
介護予防福祉用具貸与	31	33	34
地域密着型サービス	28	30	34
介護予防認知症対応型通所介護	4	4	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	16	17	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	9	9	9
介護予防福祉用具購入	6	6	7
介護予防住宅改修	46	48	51
介護予防支援	48	50	53
合 計	382	404	425

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

図表158 特別給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入浴サービス	16	16	16
搬送サービス	31	32	32
合 計	48	48	49

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

図表159 保険給付費合計

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付費	31,169	32,914	34,535
介護予防給付費	382	404	425
特別給付費	48	48	49
高額介護サービス費等※	1,971	2,201	2,417
合 計	33,570	35,567	37,425

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

※高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の合計です。



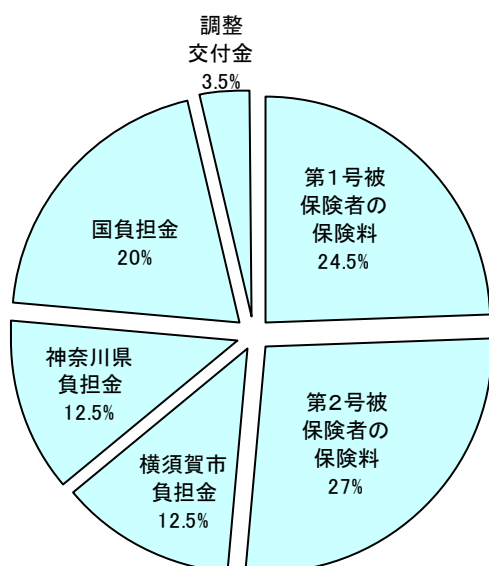
2 保険給付費にかかる財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割～3割が自己負担となり、残りが保険から給付されます。（自己負担の割合は前年の所得額に応じて決まります。）

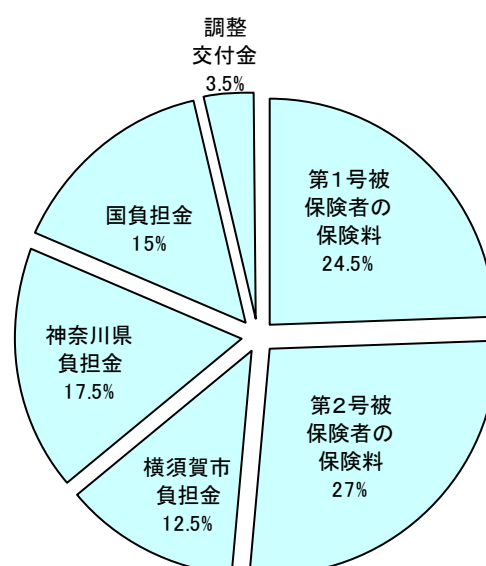
保険から給付される額の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄います。

なお、平成30年度から平成32年度の財源構成については、下図のとおりです。（ただし、特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで賄われています。）

図表160 居宅給付費の財源内訳



図表161 施設等給付費の財源内訳



第1号被保険者：65歳以上の被保険者

第2号被保険者：40歳～64歳の被保険者

※調整交付金とは

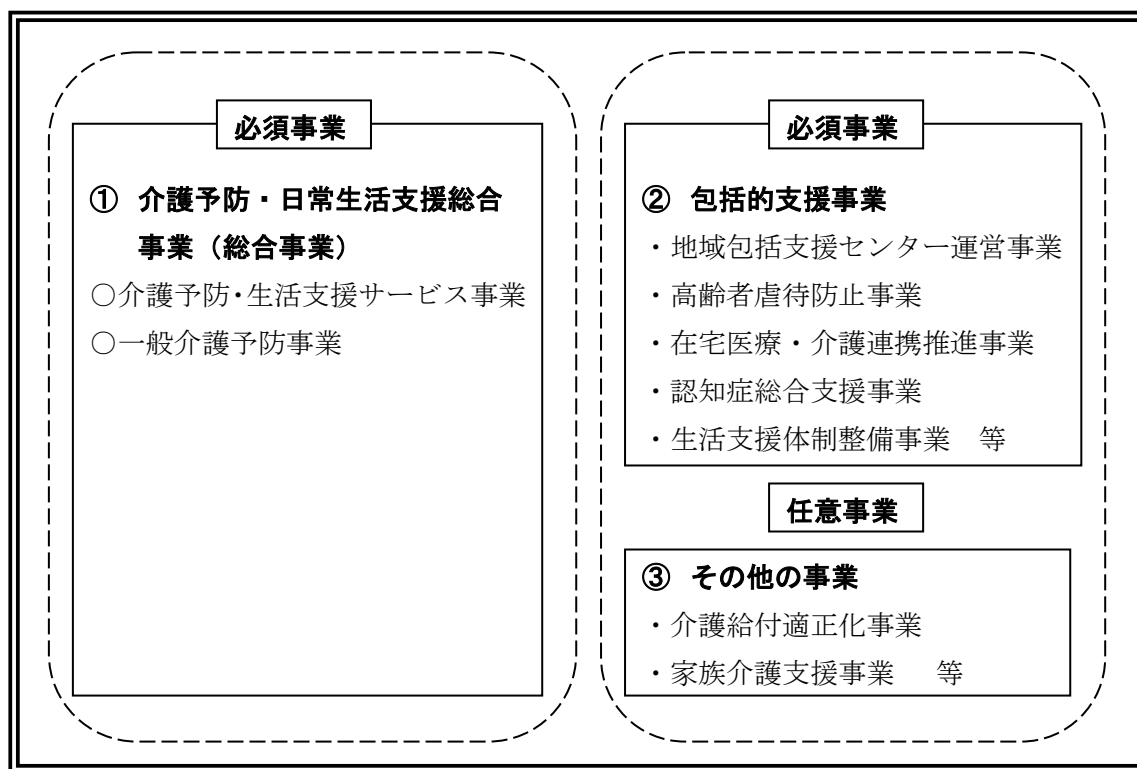
介護給付費財政調整交付金の略称で、各市町村間の第1号被保険者の保険料の格差を調整するために、全国の介護保険の給付にかかる費用の5%に相当する額で国が負担するものです。各市町村の65歳～74歳、75歳～84歳および85歳以上の被保険者の比率と高齢者の所得水準に応じて配分されます。

3 地域支援事業費

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法第115条の45の規定に基づき市が実施する事業です。

地域支援事業には、①介護予防・日常生活支援総合事業（必須事業）、②包括的支援事業（必須事業）、③その他の事業（任意事業）があります。

図表162 地域支援事業の構成



総合事業の上限について

総合事業の上限 = {本市の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額} ×本市の75歳以上高齢者の伸び率

図表163 地域支援事業の体系図

事業名			
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス 住民主体型訪問サービス 訪問型短期集中予防サービス
		通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス
		介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業	ふれあい地域健康教室 地域の底力アップ教室 介護予防ボランティア事業 ・介護予防サポーター養成事業 ・フレイルサポーター事業 地域型介護予防教室
		介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発講演会 入門介護予防講座 認知症予防講座 ・認知症予防講演会 ・認知症予防教室 うつ予防教室 生涯現役講座
		地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職派遣 地域づくり活動支援 高齢者訪問指導 言語障害者自主グループ支援

図表163 (続き)

事業名	
包括的支援等事業	包括的支援事業
	地域包括支援センター運営事業
	高齢者虐待防止事業
	地域ケア会議運営事業
	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業
	認知症総合支援事業
	任意事業
	介護給付適正化事業
	介護給付適正化事業
	家族介護支援事業
	家族介護慰労金支給事業
	高齢者紙おむつ給付事業
	日常生活自立支援事業
	住宅改修支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
認知症サポーター養成事業	

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等に提供される介護予防・生活支援サービス事業の事業量及び費用額は、以下のように推計しました。

図表164 介護予防・日常生活支援サービス事業年間見込量

(単位：件・回)

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	回	20,811	21,310	21,692
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	回	119,903	122,801	125,082
訪問型短期集中予防サービス	件	21	21	21
介護予防ケアマネジメント	件	20,556	21,068	21,425

図表165 介護予防・日常生活支援サービス事業費用額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービス	57	60	63
通所型サービス	496	518	544
介護予防ケアマネジメント	105	110	115

※訪問型短期集中予防サービスは、市直営で実施のため、件数と費用が連動していないことから、本表には計上していません。

上記の他に、住民主体の団体により提供される生活支援サービスがあります。提供団体数（支え合い団体数）の見込み量は、以下のとおりです。

図表166 支え合い団体数の見込み量（再掲）

第6期実績	第7期計画			
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
13 団体	15 団体	17 団体	19 団体	

図表167 地域支援事業費合計

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防・日常生活支援総合事業	694	724	759
介護予防・生活支援サービス事業	664	695	730
一般介護予防事業	30	29	29
包括的支援等事業	570	578	583
合 計	1,264	1,302	1,341

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

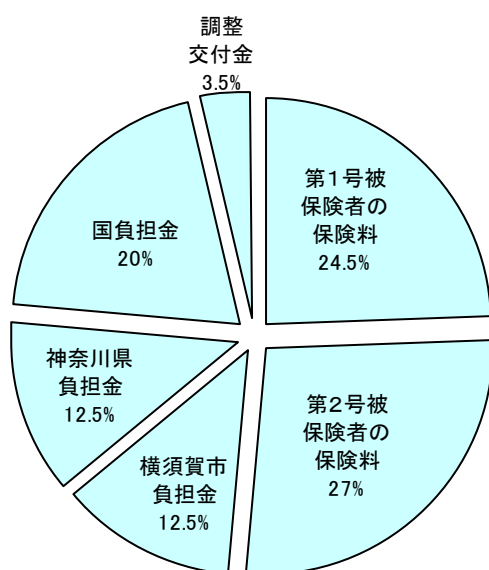
4 地域支援事業費にかかる財源の仕組み

地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業については、その財源の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄うこととなります。

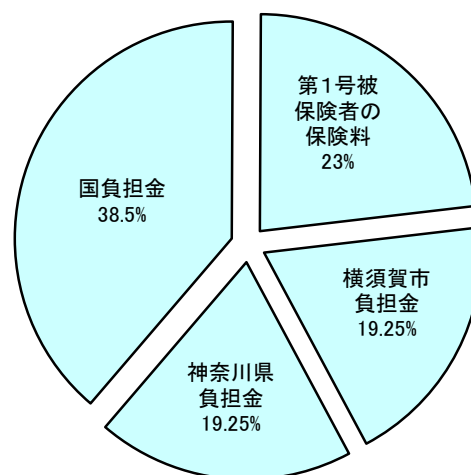
包括的支援等事業は、その財源の約8割を国、県、市が公費で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成30年度から平成32年度の財源構成については、下図のとおりです。

図表168 介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



図表169 包括的支援等事業の財源構成



5 介護保険給付費等の総額

前述した、「図表159 保険給付費合計」と「図表167 地域支援事業費合計」を合計した総額は、以下のとおりです。

図表170 介護保険給付費等総額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保険給付費	33,570	35,567	37,425
地域支援事業費	1,264	1,302	1,341
合 計	34,833	36,869	38,766

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。